

第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成28年9月29日付けで行った行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、実施機関に対し、平成28年9月13日付けで、経済産業省太陽光発電設備認定情報に係る行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求に係る対象となる行政文書として、「固定価格買取制度地方自治体等への情報提供システム」（以下「認定情報提供システム」という。）により山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例（平成24年山梨県条例第75号）を根拠法令として取得した山梨県内全域の太陽光、風力、水力、地熱、特定水力、バイオマス発電設備の認定情報（電磁的記録）（以下「本件文書」という。）を特定した上で、条例第12条第2項の規定に基づき本件処分を行い、平成28年9月29日付け工政第1217号をもって本件処分の内容を審査請求人に通知した。

不開示とした理由は、当該情報を公にすると、国との信頼関係が大きく損なわれ、今後、国から同様の情報を提供されないこととなるなど、県における地下水及び水源地域の保全等該当する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第6号に該当するというものである。

3 審査請求

審査請求人は、実施機関に対し、平成28年12月27日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により本件処分に係る審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、広く国民に「再生エネルギー賦課金」として資金を強制的に徴収している制度であり、その資金を元手に太陽光設備設置業者に対し原価をはるかに超える高価格で買い取っており、たとえば資本主義制度から見たとすれば、国民は資金を提供している債権者であり、事業者はその資金を受け取って利益を上げ続けている債務者である。

本件処分は、債務者の保護を目的としており、債権者である国民のことは全く無視している不合理な制度であることを自覚しているならば、行政文書の不開示という処分は取れないと考える。

(2) 平成28年6月30日付けの経済産業省商務流通グループ電力安全課による太陽光発電設備の制度見直しについての2ページ目には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法改正について、平成28年6月公布、平成29年4月から施行される予定となっており、その中には認定情報の公表として「経産大臣が認定した事業計画（10kW未満の小規模事業を除く）の主要な情報を広く一般に公表」するとなっており、地方自治体が認定された事業計画を公表するのは何ら差し支えないものとする。

(3) 本件処分により、審査請求人は、債務者である事業者に比べ、著しく眺望権、平穏生活権、資産価値の低下等の不利益を侵害されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書の内容について

ア 国は、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電事業、特に太陽光発電事業において景観や安全上のトラブルが発生している状況に鑑み、土地利用や景観、設備の安全性等に関する法令・条例に基づく業務を行う地方公共団体や関係省庁に対し、当該業務を適正に遂行するため、平成28年4月1日から、認定情報提供システムにより、事前に認定情報を任意で提供することとした。

イ 国は、提供を希望する機関から情報セキュリティ対策を示させた上で、認定情報提供システムへの登録を認め、各機関に一つのID及びパスワードを付与している。

ウ 本件文書は、国が、平成28年6月3日に公布された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「改正前FIT法」という。）第6条に基づき発電事業者に対して認定した情報であって、実施機関が、再生可能エネルギー発電設備設置に係

る水源地域内の土地についての所有権等の移転又は設定について事前に把握するため、山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例を根拠法令として、認定情報提供システムにより国から取得した設備ID、企業名、発電設備区分、設備の所在地、運転開始予定日、発電出力(kW)、認定日及び変更年月日により構成された電磁的記録である。

(2) 条例第8条第6号の該当性

ア 条例第8条は、その第6号柱書きにおいて、地方公共団体の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として定めている。

イ 本件文書は、実施機関が山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例に基づき行う指導業務等に用いるため、国から取得した情報である。

国は、関係法令に基づく業務以外での利用を目的とした機関へは認定情報を提供しないとし、提供された情報が一般に公表されるおそれがあると認められるような利用をしないよう求めている。

このため、当該認定情報を公にすると、国との信頼関係が大きく損なわれ、今後、国から認定情報が提供されないこととなり、実施機関における地下水及び水源地域の保全をはじめとした、土地利用や景観、設備の安全性等に関する関係法令に基づく事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであるため、同号所定の不開示情報に該当する。

(3) 審査請求人の主張に対する説明

ア 「本件処分は事業者の保護を目的にしている」との主張について

本件文書の中には、未だ稼働していない発電施設の情報も含まれており、これらの情報は、公にすることにより、当該施設を所有する法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれもあるが、本件処分の理由は、上記(2)で記載したとおり、公にすることにより、国から認定情報を取得できなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためであって、事業者の保護を目的としたものではない。

イ 「FIT法改正に伴い、認定情報は平成29年4月から公表されるものであるから、公開すべき」との主張について

改正前FIT法は、平成28年6月に改正され、平成29年4月1日から施行されることとなっており、改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「改正後FIT法」という。)では、認定情報(20kW未満の太陽光発電設備の認定情報を除く。)について、認定(現行制度で認定を受けた案件で、経過措置により新認定を受けたものとみなされる「みなし認定」を含む。)を行った時点でインターネット等により公表することとしている。

「山梨県情報公開条例の解釈及び運用基準」によれば、将来公表される

ことが予定されている情報であっても、条例に基づく個々の行政文書開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点であり、認定情報の公表が改正後F I T法で決定されていても、本件処分に影響を与えるものではない。

なお、本件文書は、実施機関が国から認定情報を取得した時点における事業者の情報であり、改正後F I T法第10条では事業者の変更等が認められているため、認定情報が公表されることとなる平成29年4月1日以降の時点の情報とは、同一地番の情報であっても認定情報の内容が異なる場合も想定される。

第5 審査会の認定した事実及び判断

1 審査会の認定した事実

実施機関が提出した資料及び実施機関に対する意見聴取の結果を総合すれば、次の事実が認められる。

(1) 本件文書について

本件文書は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を所管する国の機関である経済産業省資源エネルギー庁が改正前F I T法第6条第2項の規定に基づき認定した設備の設備ID、設置者の氏名又は企業名、発電設備区分、設備の所在地、運転開始予定日、発電出力、認定日及び変更年月日の情報であって、実施機関からの求めに応じ、国が実施機関に提供し、かつ実施機関において保有されている行政文書（電磁的記録）である。

(2) 認定情報及びその提供について

ア 改正前F I T法第6条第1項及び第2項では、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電について、経済産業大臣が同条第1項各号に定められた基準に適合していると認めるときに認定することと規定している。

イ 経済産業省資源エネルギー庁は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度における認定情報の提供について、資源エネルギー庁長官による平成28年3月31日付け20160330資庁第1号の通知を経済産業省のホームページに掲載することをもって周知している。

当該通知において、認定情報については個人情報も含まれることから、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成11年法律第42号）第8条第2項第3号の規定に基づいて、利用目的以外の目的のために提供することとする旨の他、次の事項が明記されている。

(ア) 土地利用や景観、設備の安全性等に関する法令・条例を遵守して、地域と共生した再生可能エネルギー発電設備の設置を推進するため、当該関係法令に基づく業務を行う地方公共団体や関係省庁のうち、認定情報の提供を希望する機関に対して任意で提供する。

(イ) 関係法令に基づく業務以外での利用を目的とした機関へは提供しない。

(ウ) 提供する機関のセキュリティポリシーに基づいて、認定情報を適切に管理できる機関であり、提供した情報の利用実績や利用体制などについて、定期的に行う状況調査に協力する機関に提供する。

(I) 提供する情報は、関係法令に基づく業務を適切に行う上で、必要な最低限の情報とし、太陽光発電（10kW未満）の認定情報については対象外とする。

ウ 経済産業省資源エネルギー庁は、上記イで述べた通知の他、資源エネルギー庁新エネルギー対策課名の平成28年4月1日付け各都道府県エネルギー担当課あて通知を发出し、当該通知において、提供された情報の管理に関し、議会等において、特定の法人又は個人を特定できる情報を提出することにより、当該情報が一般に公表されるおそれがあると認められるような利用は厳に慎むよう依頼している。

なお、当審査会が実施機関をして確認させた経済産業省資源エネルギー庁所管課の見解によれば、ここでいう「当該情報が一般に公表される」には、地方公共団体の情報公開条例の規定に基づく行政文書開示請求による開示も含まれるものであるとしている。

エ 実施機関は、平成28年4月21日に、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー対策課長に対して、「提供を受けた情報について、利用目的以外の目的で利用しません。」とする確認書を提出している。

オ 改正後FIT法第9条では、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業を行おうとする者が再生可能エネルギー発電設備ごとに、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画を作成して行う認定の申請について、当該計画が同条第3項各号の規定に適合すると経済産業大臣が認めるときに認定することと規定されている。

また、同条第5項において、経済産業大臣は認定情報を公表するものとするのが新たに規定され、さらに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第84号）により改正された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第7条第1項及び第2項において、認定事業者の氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名並びに認定発電設備の識別番号、区分、発電出力及び所在地を公表事項として、インターネット等の方法により公表することが新たに規定された。

2 審査会の判断

(1) 条例第8条第6号の該当性について

ア 条例第8条第6号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の機関が行う事務又は事業に関する情報を公にすることによって、同号イからホまでに例示されたものを含め、およそ当該事務又は

事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予測される場合において、当該事務又は事業の性質に照らして、当該事務又は事業に関する情報を公にする利益と支障とを比較衡量した結果、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが、公にすることの公益性を考慮しても、なお看過し得ない程度のものであり、かつ、そのおそれが、単なる抽象的な可能性にとどまらず、具体的なものであると認められるときは、当該事務又は事業に関する情報を不開示とすることができることとしたものと解するのが相当である。

イ 前記認定事実によれば、認定情報については、原データを国の機関が保有し、運用及び管理をしているものである。

その上で、実施機関は、関係法令に基づく業務を適正に遂行するために利用する目的以外の目的では認定情報を利用しない旨の確認書を国の機関に提出した上で、国の機関から任意に当該認定情報の提供を受け、当該認定情報に基づき、関係する土地等の現況を適確に把握しながら、地下水及び水源地域の保全をはじめとした、土地利用や景観、設備の安全性等に関する関係法令及び条例に基づく指導業務等を行っており、当該認定情報は、実施機関の事務に関する情報である。

当該認定情報は、国の機関から利用目的を限定して提供を受けている情報であることから、実施機関が弁明書において述べているとおり、行政文書の開示請求に基づき、実施機関が保有する当該認定情報を開示した場合、国の機関との信頼関係が著しく損なわれ、実施機関は、今後、国の機関から認定情報の提供を受けられなくなることが想定される場所である。

そこで、かかる蓋然性に関し、当審査会が実施機関をして経済産業省資源エネルギー庁所管課に照会させたところ、認定情報の提供を受けた機関が当該認定情報を開示する行為等により利用目的以外の目的で利用した場合には、以後、当該機関に対して認定情報の提供を行わないこととする旨の確認が得られた。

実施機関が上記業務を適正かつ円滑に執行するためには、当該認定情報が必要不可欠であり、本件文書を公にすることにより、国の機関から認定情報の提供を受けられなくなるとは、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす相当程度の蓋然性があるものと認められるため、条例第8条第6号に該当する。

(2) 審査請求人のその他の主張について

前記認定事実1(2)ア及びオによれば、改正後FIT法第9条第5項に基づき公表される認定情報は、再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る情報なのであって、改正前FIT法第6条で規定する再生可能エネルギー発電設備の認定に係る情報とたとえ同一の文言による情報であっても、認定した内容をそれぞれ異にするものである。

また、条例に基づく行政文書の開示請求における不開示情報への該当性の判断は、開示決定等の時点において行われるべきものであることから、

改正後FIT法が施行される前に実施機関が行った本件処分に違法性は認められず、改正後FIT法の規定に基づき公表すべきとする審査請求人の主張には理由がない。

なお、審査請求人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度そのものの不合理性についても言及しているが、当審査会は、条例第8条各号の規定に照らして、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断する機関であることから、当該制度の評価についてまで論じ得るものではなく、また、実施機関が条例第8条第6号所定の不開示情報に該当するとして行った本件処分の妥当性の判断に影響を与えるものではない。

3 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 の 経 過

年 月 日	審 議 事 項
平成29年 2月 1日	諮問 実施機関から弁明書の写しを受理
平成29年 3月14日	審議
平成29年 4月20日	審議
平成29年 5月25日	審議 実施機関からの口頭説明
平成29年 7月13日	審議
平成29年 9月 5日	審議
平成29年10月31日	審議
平成29年12月19日	審議

山梨県情報公開審査会委員

(五十音順)

氏 名	役 職 名	備 考
勝 良三	元代表監査委員	会長代理
東條 正人	弁護士	
野村 千佳子	山梨学院大学経営情報学部教授	
三好 規正	山梨学院大学大学院法務研究科教授	会長
八巻 佐知子	弁護士	